

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	4-7
処分の種類	精神科病院に対する入院者退院命令			
根拠法令条例等・条項	精神保健福祉法第38条の7第2項			
処分の概要	退院制限を受けている任意入院者、医療保護入院者もしくは応急入院者等について、指定する2名以上の指定医に診察させ、各指定医の診察結果が入院を継続する必要があることに一致しない場合、又はこれらの者の入院が、精神保健福祉法若しくは精神保健福祉法に基づく命令に違反して行われた場合に、管理者に対しその者の退院を命ずる処分			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○精神保健福祉法第38条の7第2項 (改善命令等) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			